



「4党合意を 粉碎しよう！」

「4党合意」不当労働行為事件 第一回調査行なわれる(1) (17)

一〇四七名の解雇撤回闘争をめぐる攻防は、21世紀の冒頭から国鉄分割・民営化以来の正念場中の正念場を迎えている。

臨時大会で「4党合意」の受け入れを強行しようとしたが、闘争団・家族、組合員の実力の闘いと国鉄闘争を支援する多くの労働者の反対の声の中で大会は休会に追い込まれ、それ以降8月26日、10月28日と三度「4党合意」を採決できないという情況に追い込まれた。しかし、労本部は、あくまで「4党合意」をござり押しすることを目的に1月27日に定期大会（続開大会）を召集している。

類例のない露骨な不当労働行為

これまであることに日刊紙上で明らかにしてきたように、「4党合意」は、国鉄分割・民営化や98年の5・28反動判決をはるかに上回るような露骨な不当労働行為の攻撃にほかならぬ

これは全く逆だ。『4党合意』の問題は、労働組合が労働組合であるのかどうか、国労が本当に意味での国労であるのかどうかが突き付けられているのだ。労働組合の要求を実現するには、組合としての闘う方針をはつきりさせ、職場でJRやIR総連と日夜奮闘している組合員とともに闘つて切り開いていく以外にあり得ないのだ。そして、これまで三度「4党合意」

「4党合意」は不当労働行為だ

認める」という部分は、JR東日本の主張によつて入れられたものであり、不当労働行為責任

した攻撃がかけられている情況の中、「4党合意」により一〇四七名の解雇撤回闘争を放棄する組合が、「第二の分割・民営化」＝大合理化攻撃と闘えるはずがない。そうである以上「4党合意」はどのような理屈をつけようとも絶対に認めるとはできないし、粉碎する以外にあり得ないということだ。

とがない」という点では、前例のない事件であること、②「4党合意」は、国労に「JRに法的責任がないこと」を認めさせ、訴訟を取り下げるなど、労働委員会制度を否定するものであり、不当労働行為の最たるものであること、③使用者と労働者が直接雇用関係にあるかを問わず、使用者は不利益取り扱い

外注化攻撃を中心にながら、二〇〇五年度までに一万人を削減するという「第二の分割・民営化」攻撃をかけていきている。これとの闘いは、待ったなしの闘いになる。設備部門の外注化攻撃は、国労の活動の中軸になつてゐる拠点職場そのものを外注化し、国労の運動そのものを解体しようとするものだ。こう

動労千葉は、こうした被申立人側の対応を厳しく指摘するとともに、新たに提出した準備書面及び審問開始を求める意見書の説明を行い、早急に審問（証人調べ）に入ることを迫つてきた。今回提出した準備書面では①「4党合意」は、これまで政府機関や政党が労働組合への露骨で悪質な支配介入を行つてこ

「4党合意」粉碎 ニユーフロンティア21攻 撃と闘いぬけ

1時から行われた動労千葉の申し立て以降自民党、運輸省、JR東日本は「申立自体不適法」「使用者ではない」などとして申し立ての却下を主張してきた。しかし、第一回調査当日には、書面を提出しておきながら無責任にも被申立人側は誰一人出席しないという

が採決できなかつたよう、当該の闘争団・家族、組合員は、「4党合意」をきつぱりと拒否し、闘う方針を待ち望んでいる

意」は労働組合に対する支配的
性であり不当労働行為であると
して動労千葉が10月27日に東京
都労委に救済申し立てを行つた
事件の第一回調査が、11月7日

動労千葉は「4党合意」受け入れは労働組合としての死を意味するものであり、絶対に認めるとはできないとの立場をあらためてはつきりさせて闘いぬくものである。一〇四七名の解雇撤回、「4党合意」粉碎！都労委闘争勝利！ニユーフロンティア21－検修・構内外注化阻止！JR総連解体－組織拡大に向けた全力で闘いぬこう。

動労千葉は、こうした都労委の姿勢に抗議し、次回期日（3月中）において主張することを明らかにし、第一回調査を終了した。

する「4党合意」が動労千葉に対する不當労働行為であるとの法的根拠、②JR東日本が「4党合意」の当事者であるとの法的根拠、③書面で主張した裁判例と本件の具体的関係、④「4党合意」が不利益取り扱いである法的根拠、の四項について説明を求めてくるという姿勢であつ

大阪地方委において証人調べに入ることが決まっていること、そして何よりも、1月27日に国労定期大会（続開大会）が開催されるという切迫した情勢になつていてのことなどを説明し、次回から審問に入ることを迫つた。しかし、都労委側は、この日で審問（証人調べ）に入ること